

【補助金】平成29年度エネルギー使用合理化等事業者支援補助金

- [所 管] (社)環境共創イニシアチブ SII (経済産業省)
 [期 間] 平成29年5月25日 ~ 平成29年6月26日 12時必着 郵送
 まずSIIホームページに登録・入力した書類を印刷、ファイリング
 [対象者] 国内で事業を営む法人と個人事業主

今年度は、申請
パターンが2種類
に分かれます。

[要件 ①]

①工場・事業場単位

設計費、設備費、工事費合計の1/3
 エネマネ共同 は、1/2
 上限額 15億円 下限額 100万円

- ア)省エネルギー対策事業
 イ)ピーク電力対策事業
 ウ)エネマネ事業

上記ア～ウの単独もしくは組合せ



[要件 ②]

- ア)各工場・事業場の省エネ率
 ①省エネ率1%以上(原油換算kl)
 ②エネルギー使用量1,000kl以上削減
 など、申請要件が厳しい
 *ドラム缶一本200l × 5本分の原油削減
- イ)蓄電池、蓄熱システム、自家発電を
 導入してピーク削減
- ウ)エネマネ事業者とエネルギー支援契約
 エネルギーマネジメントシステム導入

②省エネ設備入替

設備費のみ 1/3

10設備 入替 → トップランナー省エネ設備に更新



下限額があるので、設備費だけで150万円以上の
 改修工事が必要
 中小企業者は、設備費だけで90万円以上

中小企業者の定義(どちらかを満たす)

	資本金	従業員
製造業	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下

[補助金で経営強化]

設備投資 → 資産が増える 補助金が入る → 現金が増える
 最新設備 → 省エネ → 電気代が安くなる → コスト削減

[補助金・助成金 うまく活用！ お問い合わせ 窓口]

一般社団法人 日本総合法務

TEL : 06-6223-0014 FAX : 06-6222-4027

E-MAIL : jkotaka@nichihott.com 担当 : 小高

頼れる
 専門家集団

一般社団法人日本総合法務は、弁護士・税理士・中小企業診断士 などの
 専門家集団です。お客様の事業繁栄のお手伝いをしています。